

## 避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表

## 福島県 浪江町

## (基本方針)

平成 25 年 4 月 1 日に「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」の 3 区域に再編されたことから、これら 3 区域に分類して復旧を進める。

インフラや各施設の復旧工事は避難指示解除準備区域から順に、線量の減衰や除染の進捗状況を見極めながら進める。

農地は、原発と津波の被害を受け、今後の土地利用計画を大きく見直す可能性があることから、それらの整合性を図る。

文教施設は、校舎、校庭、通学路について優先的に年間 1 mSv 以下とすることをめざした対策を講ずる。

帰還困難区域の山間地域については、線量の減衰や除染の効果を見極めながら復旧をすすめる。

津波被災地域については、津波シミュレーションを行うとともに、被災した住宅の高台移転や農地の復旧、減災のための海岸林、避難路、漁港関連施設など、復興に向けた復興まちづくり計画を策定して復旧をすすめる。

なお、この工程は、復旧事業を取り巻く状況や現地の状態により変更となる場合があります。

## 復興庁 HP

[http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-3/20130607\\_fu1\\_namie.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-3/20130607_fu1_namie.pdf)

## 1. 海岸

### ① 海岸の状況

町内の地区海岸数	6 地区海岸
被災した地区海岸数	6 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	4 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	6 地区海岸

### ② 堤防高

平成23年10月8日に堤防高を公表※1。

浪江海岸 : T.P. +7.2m (対象: 高潮)

※1 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して、堤防の構造を決定する。

### ③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成25年9月までに策定予定。これに基づく本復旧工事については、復興計画を踏まえ、防災集団移転、防災林等他の事業の調整等を進めながら、概要計画策定※2後計画的に復旧を進め、概ね5年での完了を目指す。

※2 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

### ④ 平成24年度における成果

4地区海岸において、復旧する施設の概要計画を策定した。

### ⑤ 平成25年度の成果目標

5地区海岸において、平成25年9月までに災害査定の完了を目指す。  
本復旧工事については、年度内の詳細設計完了を目指す。

## 2. 河川

### 二級河川（県管理）

#### ① 復旧の予定

平成23年度から被災調査を実施しており、請戸川他1河川で地震・津波による被害が確認された。

避難指示解除準備区域は平成25年6月までに災害査定を受け、早期の完了を目指す。居住制限区域と帰還困難区域については、被災箇所の調査が未了であり、除染を含めた線量の減衰を見極めながら可能な区域より調査および工事を行う。本復旧工事の完了については、地震災は査定から概ね3年、津波災は今後策定される復興計画との整合を図りながら、査定から概ね5年での完了を目指す。

災害復旧区間において町の復旧箇所がある場合には、調整を図り工事を行う。

災害復旧箇所でホットスポットが確認されていることから、当該箇所の復旧については、線量調査を行い対応方法や実施時期の検討を行う。

#### ② 平成24年度における成果

災害査定に向け、復旧する施設の概要計画を策定した。

#### ③ 平成25年度の成果目標

避難指示解除準備区域は、平成25年6月までに災害査定を受ける予定。居住制限区域は、調査・設計、査定までを予定。

本復旧工事については年度内に詳細計画を策定し、工事着手する予定。

### 3. 漁港

#### ① 漁港の状況

町内の漁港数	1 漁港
被災した漁港数	1 漁港
応急対策を実施した漁港施設数	0 漁港
本復旧を実施する漁港施設数	1 漁港

#### ② 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、全ての漁港施設が地盤沈下していることから、原形復旧を基本として、町や漁業関係者と調整を図りながら策定する。本復旧工事については、平成25年度から概ね3年での完了を目指す。

#### ③ 平成24年度における成果

災害査定に必要となる調査及び設計は、年度内完了。  
また、一部の施設を除き災害査定を実施。

#### ④ 平成25年度の成果目標

早期に災害査定を完了し、町や漁業関係者と調整を図りながら復旧工事を実施する。

## 4. 道路

### 【町管理道路】

道路災害復旧事業については、避難指示解除準備区域にある町道小熊田宮田線他3路線について、平成24年度に測量設計を完了した。平成25年度の早い時期に災害査定を受け、速やかに工事発注を行い、査定から概ね2年での完了を目指す。

居住制限区域にある町道江添芦ノ迫線他6路線については、除染を含めた線量の低減を見極めながら、平成25年度中に調査を行い、平成26年度当初に査定を受けた後に、査定から概ね2年での完了を目指す。

帰還困難区域にある町道鳥喰後畑線他3路線については、除染を含めた線量の減衰を見極めながら測量設計を発注し、その後災害査定を受け事業費確定後、工事を発注し、査定から概ね2年での完了を目指す。

橋脚が座屈した2橋梁については平成25年度中に調査を行い、平成26年度当初に査定を受けた後に、河川協議・工事を行い、査定から概ね2年での完了を目指す。

津波被災地域にある道路については、復興まちづくり計画の策定をまって復旧を始める。

なお道路の陥没等により一時立ち入りが困難な箇所については、平成24年度中に応急的に敷き砂利をして車での立ち入りができるようにしている。

## 5. 上水道

平成 25 年度までに 4 つある給水区域毎に取水施設、送水管、中継ポンプ、配水地の順に機能回復及び復旧を行い、更に、防火用水確保のため区域毎に基幹となる配水管の復旧を先行して行う。道路橋梁等他所管の災害復旧の都合により通水が遅れる場合には漏水の確認が終了するまでは仮設工事に対応する。

次に、放射線量の減衰や除染の効果を見極めつつ線量の低い地区から順に復旧を進め、工事は平成 27 年度の完了を目指す。ただし、下水道処理区域については下水道等災害復旧工事の完了後同時に上水道の復旧を行う。なお、配水管等が復旧後、自宅敷地内における自宅から水道への接続の復旧を行う（原則として各世帯で対応）。

災害公営住宅（町内）建設及び津波被災地防災集団移転に伴う上水道工事は、それらの工程に合わせて実施する。平成 28 年度の完了を目指す。

## 6. 下水道

### 6-1 公共下水道

浪江浄化センターについては、平成 24 年度に一次調査を完了した。平成 25 年度に二次調査・設計を行い、年度中に査定を受ける予定である。平成 26 年度に復旧工事に着手予定、平成 27 年度の完成を目指す。

管渠、放流管についても、浄化センターと同様、平成 24 年度に一次調査完了。平成 25 年度二次調査・設計、査定を予定。平成 26 年度に復旧工事に着手予定、平成 27 年度の完成を目指す。なお、被災前、浄化センターからの処理水は海岸堤防間近の排水路に放流していたが、放流口、放流管渠とも地震津波により被災しており、その復旧にあたっては今後の海岸堤防復旧計画や防災緑地計画等を考慮し、放流口の位置を含めて手戻りがないよう、最適な施設計画となるよう復旧を行う。

災害公営住宅（町内）建設及び津波被災地防災集団移転に伴う公共下水道工事が必要な場合、それらの工程に合わせて実施する。平成 28 年度の完了を目指す。

なお、公共下水道復旧後、自宅敷地内における自宅から下水道への接続の復旧を行う（原則として各世帯で対応）。

### 6-2 農業集落排水

農業集落排水施設の復旧については、公共下水道と同様な工程にて復旧予定。

なお、高瀬浄化センターの復旧については、より効率的及び効果的な復旧を行うため、用途廃止および管渠の公共下水道との接続など総合的な検討を行う。

## 7. 農林業施設

### 7-1 農業施設

農林業施設災害復旧事業については、避難指示解除準備区域及び居住制限区域にある施設について、査定に向けた準備を行う。しかし、全町民避難の中、施設や農地についての将来の利用見込みを確認しなければならないため、土地利用計画を踏まえるとともに、農業再開意向調査、利活用案作成、農業者合意形成を行い、その後の利活用を視野に入れた復旧を行う。

#### ① 農地・農業用水路

平成25年度は、除染を含めた線量の減衰を見極めながら、一次調査を予定する。また、農地の土地利用計画を定めるとともに、農業再開意向調査、利活用案作成、農業者合意形成を行い、利用見込みを確認した中で査定を受け、復旧工事を発注する。

それまでの、農地の除染及び管理については、国と協議を行う。

#### ② 排水機場

平成25年度は、除染を含めた線量の減衰を見極めながら、一次調査を予定する。

#### ③ ため池

被災箇所については比較的空間線量が高いため、平成25年度は、帰還困難区域以外の箇所において、除染を含めた線量の減衰を見極めながら、安全性を確保し、防災上の観点から早期に、調査・設計・査定を実施し復旧工事を発注する。

災害復旧後であっても、放射性物質が集まるため、その後の管理に必要な経費等については国と協議を行う。

### 7-2 林道

空間線量の高い区域になるため、安全性を確保した上で、査定を受け復旧工事を発注する。時期は未定。

ただし、国が行う除染に林道整備が必要な場合は、除染後も利用可能となるよう、国と協議を行う。



## 8. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名：浪江
- ② 被災状況  
林帯地盤 7 ha が地震により地盤沈下するとともに、森林が津波により流失した。
- ③ 事業計画の内容  
被災した林帯地盤及び森林については、防災林造成事業により整備する。
- ④ これまでの実施状況と今後の予定  
海岸防災林については、これまでに被災状況の現況調査を実施し、浪江町の復興整備計画策定に向けて町の担当者と森林造成を行う範囲等について調整を実施した。  
今後、浪江町で策定される復興整備計画の内容を踏まえ、植生基盤の盛土、苗木の植栽等、森林造成の事業計画を検討する。
- ⑤ 平成 24 年度における成果  
防災林造成事業：海岸防災林の被災状況について現況調査を実施し、町の復興整備計画策定に向けた調整を実施した。
- ⑥ 平成 25 年度の成果目標  
防災林造成事業：浪江町の復興整備計画の検討状況を踏まえ、植生基盤盛土や苗木の植栽等、森林造成の計画を検討する。

## 9. 役場等公共施設

拠点施設である役場を、優先して復旧することとする。水道及び下水道の配管が損傷を受け使用不能となっているため、平成 25 年度は応急復旧の実施、建物・設備・屋外施設点検調査を実施する。その後は水道、下水道などのライフライン復旧の進捗状況に合わせて復旧工事を実施する。その他の公共施設についても平成 25 年度中に調査を実施し、工事は査定から概ね 1 年での完了を目指す。

防災行政無線は、津波損壊を免れたものについては平成 24 年度中に復旧済み。津波流出分は平成 25 年度前期に整備する。

区域の再編に伴い早急に整備すべき施設について、休憩所はサンシャイン浪江に設置済み。仮設トイレは、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において設置済み。帰還困難区域では津島活性化センター屋外トイレ利用する。診療所は、避難指示解除準備区域において 1 次救急医療を行う施設を予定する。

## 10. 学校教育施設等

小学校施設6校、中学校施設3校及び幼稚園施設2園については、震災による被害調査を概ね平成24年度に完了した。耐震診断・復旧工事の実施設計及び復旧工事については、ライフライン整備や除染の実施時期と調整して、平成25年度は避難指示解除準備区域にある浪江小学校、幾世橋小学校、浪江東中学校について実施。居住制限区域及び帰還困難区域にある小中学校、幼稚園については線量の減衰や除染の進捗状況を見極めながら、順次復旧を実施し、工事は査定から概ね1年での完了を目指す。

なお、津波により被災した請戸小学校については、今後の復興まちづくり計画等を踏まえて検討を進める。

県立高等学校施設2校については、目視による概略調査により被害状況は把握しているが、ライフライン復旧状況を踏まえ、条件が整い次第、速やかに被災箇所を調査し、本格復旧に着手する。

## 1.1. 社会教育施設等

ふれあいセンターなみえ・地域スポーツセンターについては、震災による被害調査を概ね平成 24 年度に完了した。耐震診断・復旧工事の実施設計は、除染を含めた線量の減衰を見極めながら、空間線量の状況を確認した上で平成 25 年度に実施する。復旧工事については、ライフライン整備や除染の実施時期と調整して実施し、査定から概ね 1 年での完了を目指す。

なお、居住制限区域にあり、建物の被害が大きい大堀公民館の復旧については未定。

## 1 2. 福祉施設・診療所

保育施設、診療所について、耐震診断・復旧工事の実施設計及び復旧工事については、ライフライン整備や除染の実施時期と調整して、避難指示解除準備区域にある施設から、順次復旧を実施する。平成25年度は、コスモス保育園の調査・設計を実施予定。居住制限・帰還困難区域にある施設については、線量の減衰や除染の進捗状況を見極めながら復旧を実施し、査定から概ね1年での完了を目指す。

しかしながら、高齢者、子ども、障害者を対象とした各施設が、避難指示解除準備区域から帰還困難区域まで分散して所在していることから、効果的な復旧と人口減少下での効率的運営、及び町民や入所者相互のふれあい創出のため、要援護者一体型センターの新設についても並行して検討する。

### 1 3. 住宅

町内の線量の高い地域の居住者や津波被災者が町内で生活できる様、平成 28 年度までに、町内の避難指示解除準備区域に災害公営住宅の整備や防災集団移転を進める。

既存の公営住宅及び高齢者住宅（しらうめ荘）については、除染を含めた線量の減衰を見極めながら、震災による被災調査及び改修工事の設計を平成 25 年度中に実施する。復旧工事については、境省が実施する除染事業とのスケジュール調整を十分に行い、線量の減衰やライフライン復旧の進捗状況に合わせて、見直された区域ごとに優先順位を設定し、実施する。

## 14. 復興まちづくり

津波被災地域を主とした町内の効果的な復旧を推進するため、平成 25 年度に津波シミュレーションを踏まえた復興まちづくり計画を策定する。計画においては、適切な避難道路の整備、町内の線量の高い地域の居住者や津波被災者が町内で生活できる低線量区域への災害公営住宅整備、津波被災地防災集団移転、帰還者の生活環境を整えるための事業所や生活関連サービスの復旧等を検討する。

## 15. 除染

平成 24 年 11 月に策定された「特別地域内除染実施計画（浪江町）」に基づき、事業を実施。

（参考）

<特別地域内除染実施計画（浪江町）>

[http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=21058&hou\\_id=15994](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=21058&hou_id=15994)



## 16. 災害廃棄物処理（対策地域内廃棄物処理）

- ① 災害廃棄物発生状況  
災害廃棄物発生量：17万8千t
- ② 事業実施予定
  - ・住民の帰還の妨げにならないタイミングで、着実に対策地域内廃棄物を処理する。※地権者及び周辺住民のご理解とご協力が必須となる。
- ③ 平成24年度における成果
  - ・国直轄事業内容について、町との調整を実施。
  - ・災害廃棄物発生状況、仮置場候補地、仮設焼却炉設置候補地等の実地調査を実施。
  - ・津波被災地の散乱したガスボンベを回収。
- ④ 平成25年度の成果目標
  - ・仮置場の設置。
  - ・災害廃棄物等の仮置場への搬入。
  - ・国による解体が必要な家屋の解体・撤去。
  - ・津波被災車両等の撤去。
  - ・家の片付けごみの回収。
  - ・仮設焼却炉の設置。
  - ・既存の焼却施設における家の片づけごみ等の焼却処理。

国の直轄処理については、平成25年夏ごろを目途に全体の処理見通しを明らかにする。